

一般社団法人 日本食鳥協会部会規程

施行 昭和 50 年 11 月 5 日

改正 昭和 53 年 5 月 16 日

改正 昭和 56 年 5 月 12 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 51 条第 2 項の規定に基づき、部会の組織、運営その他について定める。

(部会の種類及び構成員)

第 2 条 部会の種類及び構成員は、次に掲げるものとする。

- (1)小売部会 定款第 6 条第 1 項第 1 号に規定する正会員
- (2)荷受部会 定款第 6 条第 1 項第 2 号に規定する正会員
- (3)生産加工部会 定款第 6 条第 1 項第 3 号に規定する正会員
- (4)種鶏ふ卵部会 定款第 6 条第 1 項第 4 号に規定する正会員
- (5)インテグレーター部会 定款第 12 条第 1 項に規定する賛助会員のうち、
 商社、農協団体、飼料メーカー、原種鶏業者及び会長が必要と認める者

2 正会員は、会長に申出ることにより、複数の部会に所属することができる。

3 部会の中に分科会を置くことができる。

(運 営)

第 3 条 部会の運営は、運営委員があたる。

2 運営委員は、部会ごとに構成員から選出する。

3 運営委員の人数は、原則として次のとおりとする。

- (1)小売部会、荷受け部会、種鶏ふ卵部会、インテグレーター部会は、15 名以内
- (2)生産加工部会は、25 名以内

4 運営委員は、部会ごとに選出された者を会長が任命する。

5 運営委員のうちからそれぞれ部会長 1 名、副部会長 2 名以内を互選する。

6 部会長については、定款第 28 条第 2 項及び 29 条第 2 項の手続きを経るものとする。

(審議事項)

第 4 条 部会は、定款第 51 条に定める次の事項について審議し、課題を整理する。

- (1)小売部会 鶏肉の店頭販売、業務用小売及び消費拡大等に関する事項
- (2)荷受部会 食鳥の集荷及び卸売の取引等に関する事項
- (3)生産加工部会 食鳥の生産、加工処理又は出荷等に関する事項
- (4)種鶏ふ卵部会 食鳥の素ひなの生産等に関する事項
- (5)インテグレーター部会 食鳥産業全般に関する事項
- (6)部会共通の運営、経営及び福祉に関する事項
- (7)会長の諮問又は理事会から付託された事項
- (8)その他部会に関連し、必要と認めた事項

(運営委員の任期)

第 5 条 運営委員の任期は、2 年とする。

(部会の開催)

第 6 条 部会は、部会長が会長に申出ることにより、会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長が当たる。

3 部会長に事故あるときは、副部会長が議長となる。

(合同部会の開催)

第 7 条 合同部会は、関係する部会長が会長に申出ることにより、会長が招集する。

2 合同部会長の議長は、専務理事が議長に当たる。

(決定事項等の報告)

第 8 条 部会又は合同部会の決定事項並びに建設的な意見は、直ちに会長に報告するものとする。

(会 議 録)

第 9 条 部会又は合同部会においては、会議の要領を記録し、これを保管しなければならない。

(補則)

第 10 条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関する細則は、部会において別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。